



宮 崎 県 公 報

平成20年11月25日（火曜日） 第 2036 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○景観整備機構の指定……………（都市計画課） 1	
訓 令	

○公印規程の一部を改正する訓令……………（総務課） 1	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………（商業支援課） 1	
病院局公告	
○落札者等の公告（2件）…………… 2	

告 示

宮崎県告示第 886号

景観法（平成16年法律第 110号）第92条第 1 項の規定により、次のとおり景観整備機構を指定した。

平成20年11月25日

- 宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 景観整備機構の名称及び住所
財団法人宮崎県公園協会
宮崎県宮崎市村角町東原3113番地
 - 2 景観整備機構の事務所の所在地
宮崎県宮崎市村角町東原3113番地
 - 3 指定年月日
平成20年11月21日

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成20年11月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第26号

本 庁
各 出 先 機 関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者	種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者
[略]						[略]					
宮 崎 県 知 事 印	看 護 大 専 用 宮 崎 県 知 事 印	[略]				宮 崎 県 知 事 印	看 護 大 専 用 宮 崎 県 知 事 印	[略]			
[略]						宮 崎 県 知 事 印	情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 条 例 専 用 宮 崎 県 知 事 印	左 27	1	公 文 書 及 び 保 有 個 人 情 報 の 開 示 決 定 等 の 専 務 用	西 白 杵 支 庁 長 各 県 税 ・ 総 務 事 務 所 長
[略]						[略]					

附 則

この訓令は、平成20年12月 1 日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年11月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

(変更後) 開店時刻 午前10時

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西都農業協同組合 A コープさいと店
西都市大字右松2108番地 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
西都農業協同組合 代表理事 緒方安雄
西都市大字右松2071番地
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,122㎡
(変更後) 2,650㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 建物西側 (No.1) 183台、
建物北側 (No.2) 27台、
建物北側 (No.3) 4台、
建物敷地北側 (No.4) 39台
合計 253台
(変更後) 南側建物西側 (No.1) 182台、
中央建物西側 (No.2) 30台、
南側建物北側 (No.3) 4台、
合計 216台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 建物北側 (No.1) 46台、
建物西側 (No.2) 10台
合計 56台
(変更後) 南側建物北側 (No.1) 46台、
南側建物西側 (No.2) 12台、
中央建物北側 (No.3) 12台
合計 70台
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) A コープ棟西・南側 (No.1・No.2) 164.5㎡
(変更後) 南側建物西側 (No.1) 60.0㎡、
南側建物南側 (No.2) 104.5㎡、
北側建物東側 (No.3) 32.0㎡、
北側建物東側 (No.4) 110.2㎡
合計 306.7㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) A コープ棟東側 67.1㎡
(変更後) 南側建物南側 66.4㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
A コープみやざき (変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時
(変更後) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時
さいと薬局 (変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時
(変更後) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時
小僧寿し (変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時

サンイトミヤ

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更前) -

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 5 時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 南側建物西側駐車場北側 1箇所、

西側 2箇所、

建物敷地北側駐車場西側 1箇所

合計 4箇所

(変更後) 南側建物西側駐車場北側 1箇所、

西側 2箇所、

合計 3箇所

4 変更する年月日

平成21年 4月30日

5 変更する理由

農産物直売所新設に伴う施設の配置及び営業時間・駐車場の見直しのため

6 届出年月日

平成20年10月29日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課

宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県

税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事

務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年11月25日から平成21年 3月25日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成20年11月25日から平成21年 3月25日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年11月25日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 随意契約に係る調達件名

県立延岡病院で使用する電気

- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地10
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 9 月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番82号
- 5 随意契約に係る契約金額
104,948,357円
- 6 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 8 号に該当するため

。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年11月25日

県立日南病院長 長 田 幸 夫

- 1 随意契約に係る調達件名
県立日南病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 9 月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番82号
- 5 随意契約に係る契約金額
75,913,874円
- 6 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 8 号に該当するため

。